

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

【化学物質系評価グループ】

1 添加物

・ ソルビン酸カルシウム	1
・ 2-エチルピラジン	2
・ 2-メチルピラジン	3
・ 2-ペンタノール	4
・ 2-メチルブチルアルデヒド	5
・ 亜塩素酸水	6
・ ステアロイル乳酸ナトリウム	7
・ 2,3-ジメチルピラジン	8
・ 2,5-ジメチルピラジン	9
・ 2,6-ジメチルピラジン	10
・ L-グルタミン酸アンモニウム	11
・ バレルアルデヒド	12
・ イソバレルアルデヒド	13
・ 次亜塩素酸水	14

2 農薬

・ クロフェンセツト	15
・ フルフェンピルエチル	16
・ クロラントラニリプロール	17
・ ピリプロキシフェン	20
・ プレチラクロール	21
・ フルアクリピリム	22
・ ペンシクロン	23
・ イミシアホス	24
・ フェリムゾン	25
・ ピラスルホトール	26
・ EPN	27

・ フェノキサニル	28
・ フェントラザミド	29
・ ヨウ化メチル	30
・ ジクロスラム	31
・ ヘキサジノン	32
・ ジクロシメット	33
・ メフェンピルジエチル	34
・ クロロエトキシホス	35
・ プロヒドロジヤスモン	36
・ プロファム	37
・ スピネトラム	38
・ トリブホス	39
・ ルフェヌロン	40
・ ノバルロン	41
・ メタアルデヒド	42
・ ブタミホス	43
・ テフリルトリオン	44
・ メタラキシル及びメフェノキサム	45
・ シメコナゾール	46
・ トリフルスルフロンメチル	47
・ ピラクロストロビン	48
・ ポスカリド	49
・ プリミスルフロンメチル	50
・ メソトリオン	51
・ レピメクチン	52
・ プレチラクロール (清涼飲料水)	53
・ ペンシクロン (清涼飲料水)	54
・ EPN (清涼飲料水)	55
・ ブタミホス (清涼飲料水)	56
・ メタラキシル (清涼飲料水)	57

・ インドキサカルブ	58
・ チアメトキサム	59
・ フェンアミドン	65
・ ベンフレセート	68
・ メタミドホス	70
・ ジクロルミド	71
・ ハロスルフロンメチル	72
・ ブプロフェジン	78
・ カズサホス	79
・ フェンブコナゾール	81
・ フロニカミド	84
・ フルセトスルフロ	88
・ マンジプロパミド	89
・ オキサリニック酸	92
・ 1-フタレン酢酸	96
・ トリフロキシストロビン	102
・ オキサジクロメホン	103
・ ゴキサミド	104
・ チアゾピル	105
・ メタフルミゾン	106
・ アセタミプリド	107
・ トリルフルアニド	108
・ プロボキシカルバゾン	109
・ アセキノシル	110
・ ピリブチカルブ	111
・ オキサジアゾン	112
・ カルボキシ	113
・ ハロスルフロンメチル (清涼飲料水)	114
・ ブプロフェジン (清涼飲料水)	115
・ ピリブチカルブ (清涼飲料水)	116
・ テブフェノジド	117
・ シロマジン	118
・ イミベンコナゾール	125

・ ピラフルフェンエチル	126
・ フルトラニル	131
・ インダノファン	134
・ フルベンジアミド	136
・ エトキサゾール	138
・ カフェンストロール	142
・ イソプロチオラン	144
・ エチプロール	147
・ クロチアニジン	153
・ メフェナセット	159
・ ベンゾビシクロ	161
・ ジメトモルフ	162
・ ベンチアバリカルブイソプロピル	166
・ オリサストロビン	168
・ ダイムロン (清涼飲料水)	169
・ カルプロパミド (清涼飲料水)	170
・ フルトラニル (清涼飲料水)	171
・ エスプロカルブ (清涼飲料水)	172
・ カフェンストロール (清涼飲料水)	173
・ メフェナセット (清涼飲料水)	174
・ イミダクロプリド	175
・ アミトラズ	176
・ フルリドン	183
・ アメトリン	184
・ ピリプロキシフェン (清涼飲料水)	188
・ クロルピリホス	189
・ クロルピリホス (清涼飲料水)	190
・ アゾキシストロビン (清涼飲料水)	191

3 動物用医薬品

・ オメプラゾールを有効成分とする馬の強制経口投与剤 (ガストロガード)	192
・ オメプラゾール	193

・ イミドカルブ	194
・ セフキノム	195
・ 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤 （コバクタン／セファガード）	196
・ 鶏脳脊髄炎・鶏痘混合生ワクチン	197
・ 鶏脳脊髄炎・鶏痘混合生ワクチン（ノビリスAE+Pox）	198
・ 鶏伝染性気管支炎（AK01株）生ワクチン	199
・ 鶏伝染性気管支炎生ワクチン（アビテクトIB/AK）	200
・ 塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウ ム	201
・ 塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウ ムを有効成分とする牛の注射剤（酢酸リンゲルーV注射液）	202
・ 豚パルボウイルス（油性アジュバント加）不活化ワクチン	203
・ 豚パルボウイルス（油性アジュバント加）不活化ワクチン （パルボテック）	204
・ タウリン（対象外物質）	205
・ ラフォキサニド	206
・ エプリノメクチン	207
・ エプリノメクチンを有効成分とする牛の内部寄生虫及び外部寄生虫 駆除剤（エプリネックストピカル）	209
・ オキシベンダゾール	210
・ ベンゾカイン	211
・ フルニキシシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤 （フォーベット50注射液）	213
・ 塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤（ピルスー）	214
・ バルネムリン	215
・ リファキシミン	217
・ オキシソリニック酸	218
・ ミロサマイシン	222
・ ミロサマイシンを有効成分とする豚の注射剤 （マイプラビン注100）	224
・ チアンフェニコール	225
・ チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤	

（ネオマイズン注射液及びバジット注射液）	226
・ シロマジシ	227
・ セフォペラゾン	234
・ グリチルリチン酸モノアンモニウム	235
・ グリチルリチン酸モノアンモニウムを有効成分とする牛の乳房注入剤 （マストリチン）	237
・ コリスチン	238
・ イソプロチオラン	239
・ プロチゾラム	242
・ フロルフェニコール	243
・ フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤 （ニューフローール）	244
・ エチプロストントロメタミン	245
・ アミトラズ	246
・ マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤 （マルボシル2%、同10%）	253
・ カナマイシン	254
・ パロモマイシン	255
・ ベンジルペニシリン	256
・ セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセネル注）	257
・ エトキサゾール	258
・ エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体（バイトリル原体）、 鶏の飲水添加剤（バイトリル10%液）、牛の強制経口投与剤（バイトリ ル2.5%HV液）並びに牛及び豚の注射剤（バイトリル2.5%注射液、同 5%注射液、同10%注射液）	262
・ オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤 （オキサリジン液）	263
・ 塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体（塩酸ジフロキサシ ン）及び豚の飲水添加剤（ベテキノン可溶散25%）	264
4 化学物質・汚染物質	
・ ベンゼン（清涼飲料水）	265
・ 1,2-ジクロロエタン（清涼飲料水）	266

・ 臭素酸 (清涼飲料水)	267
・ トリクロロエチレン (清涼飲料水)	268
・ ジクロロメタン (清涼飲料水)	269
・ テトラクロロエチレン (清涼飲料水)	270
・ トルエン (清涼飲料水)	271
・ 銅 (清涼飲料水)	272
・ ホルムアルデヒド (清涼飲料水)	273
・ メチルセブチルエーテル (清涼飲料水)	274
・ 1, 1, 1-トリクロロエタン (清涼飲料水)	275
・ 1, 1, 2-トリクロロエタン (清涼飲料水)	276
・ 亜塩素酸 (清涼飲料水)	277
・ 二酸化塩素 (清涼飲料水)	278
・ カドミウム (清涼飲料水)	279
・ 四塩化炭素 (清涼飲料水)	280
・ 1, 4-ジオキサン (清涼飲料水)	281
・ 1, 1-ジクロロエチレン (清涼飲料水)	282
・ シス-1, 2-ジクロロエチレン、トランス-1, 2-ジクロロエチレン (清涼飲料水)	283
・ 塩素酸 (清涼飲料水)	284
・ ジクロロアセトニトリル (清涼飲料水)	285
・ 抱水クロラール (清涼飲料水)	286
・ 塩素 (残留塩素) (清涼飲料水)	287

【生物系評価グループ】

1 かび毒・自然毒等

- ・ 食品中の総アフラトキシンに係る食品健康影響評価について..... 288

【新食品等評価グループ】

1 遺伝子組換え食品等

＜遺伝子組換え食品＞

- ・ チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統とトウモロコシ1507系

統と除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシB. t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種

既に安全性評価を経た旨の公表を行った次の2品種は除く

- ・ チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統と除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統とを掛け合わせた品種

- ・ トウモロコシ1507系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシB. t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7系統とを掛け合わせた品種..... 290

- ・ HIS-No. 1株を利用して生産されたL-ヒスチジン塩酸塩..... 291
- ・ ILE-No. 1株を利用して生産されたL-イソロイシン..... 292
- ・ 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ
DP-356043-5..... 293

＜遺伝子組換え飼料＞

- ・ 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ
DP-356043-5..... 294

2 新開発食品

- ・ ガイオ タガトース..... 295
- ・ オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン..... 296
- ・ ヒアルモイスチャーS..... 297

3 肥料・飼料等

- ・ タウリン (対象外物質)..... 298
- ・ タウリン (厚生労働省)..... 299
- ・ タウリン (農林水産省)..... 300
- ・ コリスチン..... 301

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ソルビン酸カルシウム
評価品目の分類	添加物
用途	保存料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月19日付け厚生労働省発食安第0319025号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（保存料）
評価結果の概要	<p>ソルビン酸及びその塩類（ソルビン酸カリウム、ソルビン酸カルシウム）のグループとして一日摂取許容量（ADI）を、ソルビン酸として25mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>なお、ソルビン酸類に由来する副生成物、ソルビン酸類と他の食品添加物等との相互作用に関連して、発がん性、生殖発生毒性及び遺伝毒性に関する試験成績が報告されている。ソルビン酸と亜硝酸塩の反応生成物は通常の使用状況下とは異なる極めて限られた条件下で生成することに留意する必要があるとされており、SCF*においてはソルビン酸類と亜硝酸塩の共存下における遺伝毒性物質の生成に関する試験結果の一部が相互矛盾のため信頼できず、また、通常条件下ではヒトの健康に対するハザードがないとしており、本調査会としては妥当と判断した。</p> <p>*SCF：欧州連合食品科学委員会 （平成20年11月20日府食第1264号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年11月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年12月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2-エチルピラジン
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年5月22日付け厚生労働省発食安第0522006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	2-エチルピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 （平成20年11月27日府食第1293号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年10月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年12月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2-メチルピラジン
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年5月22日付け厚生労働省発食安第0522007号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	2-メチルピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 （平成20年11月27日府食第1294号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年10月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年12月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2-ペンタノール
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年10月14日付け厚生労働省発食安第1014001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	2-ペンタノールは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 （平成21年1月22日府食第83号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年4月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成21年7月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2-メチルブチルアルデヒド
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年10月14日付け厚生労働省発食安第1014002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	2-メチルブチルアルデヒドは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成21年1月22日府食第84号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年12月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成21年3月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	亜塩素酸水
評価品目の分類	添加物
用途	製造用剤（殺菌剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年8月14日付け厚生労働省発食安第0814001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（殺菌剤）
評価結果の概要	<p>亜塩素酸水の一摂取許容量（ADI）を亜塩素酸イオンとして0.029mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「付帯事項」抄></p> <p>亜塩素酸水に遺伝毒性発がん物質と疑われている臭素酸が混入する可能性があることから、厚生労働省は、以下の事項について確実に履行すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臭素酸の混入の実態を調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討し、同調査結果及び検討結果を、添加物の新規指定の前に食品安全委員会に報告すること。 <p>なお、既に使用の認められている次亜塩素酸ナトリウム等、臭素酸の混入する可能性のある食品添加物についても、混入の実態を調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討すべきと考える。</p> <p>（平成20年6月19日府食第677号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、臭素酸の混入の実態について調査しているところであり、併せて、基準設定に必要な資料を収集中
施策の概要等	<p>「亜塩素酸水」の食品健康影響評価の結果の付帯事項として、亜塩素酸水への臭素酸の混入の可能性のあることから、その実態について調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討するよう求められており、これらの調査結果及び検討結果について、添加物の新規指定の前に食品安全委員会に報告することが求められている。</p> <p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

(継続 20上)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ステアロイル乳酸ナトリウム
評価品目の分類	添加物
用途	乳化剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年2月6日付け厚生労働省発食安第0206001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（乳化剤）
評価結果の概要	<p>ステアロイル乳酸ナトリウムの一摂取許容量（ADI）を20mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>なお、乳幼児におけるステアロイル乳酸ナトリウムの摂取に由来するD-乳酸の摂取については、以下の理由から安全性に特段の問題はないと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステアロイル乳酸ナトリウムには、海外における長年の食経験があり、乳幼児食品への使用制限はとられていない。 ・わが国におけるステアロイル乳酸ナトリウムの推定摂取量（3.9mg/人/日）に規格案上40%まで含まれる乳酸がすべてD体であると仮定して、乳幼児でのD-乳酸摂取量を見積もった。推定摂取量を体重50kgで除した値から、影響がみられた乳幼児（体重を5kgと仮定）でのD-乳酸摂取量は約0.16mg/日と算出された。この値は、乳幼児で影響がみられたときのD-乳酸摂取量（約0.4～0.5g/日）より十分少ないと推定される。 <p>（平成20年7月10日府食第766号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年7月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

(継続 20上)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2,3-ジメチルピラジン
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年2月7日付け厚生労働省発食安第0207001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	2,3-ジメチルピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成20年7月31日府食第837号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年12月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年4月6日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成21年6月4日、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを告示、同日より適用。 (施策の概要) ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 2,3-ジメチルピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。(平成20年7月31日府食第837号)
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所及び地方厚生局に対して通知し、指導を要請。
その他特記事項	—

(継続 20上)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2,5-ジメチルピラジン
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年2月7日付け厚生労働省発食安第0207002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	2,5-ジメチルピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成20年7月31日府食第838号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年12月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年4月6日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成21年6月4日、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを告示、同日より適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 2,5-ジメチルピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。（平成20年7月31日府食第838号）
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所及び地方厚生局に対して通知し、指導を要請。
その他特記事項	—

(継続 20上)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2,6-ジメチルピラジン
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年2月7日付け厚生労働省発食安第0207003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	2,6-ジメチルピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成20年7月31日府食第839号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年12月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年4月6日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成21年6月4日、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを告示、同日より適用。 (施策の概要) ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 2,6-ジメチルピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。(平成20年7月31日府食第839号)
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所及び地方厚生局に対して通知し、指導を要請。
その他特記事項	—

(継続 20上)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	L-グルタミン酸アンモニウム
評価品目の分類	添加物
用途	調味料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年5月22日付け厚生労働省発食安第0522006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（調味料）
評価結果の概要	L-グルタミン酸アンモニウムが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量（ADI）を特定する必要はない。 (平成20年3月13日府食第277号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年4月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

(継続 19下)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	バレラルデヒド
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月19日付け厚生労働省発食安第0319023号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	バレラルデヒドは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 （平成20年3月27日府食第324号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年7月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年4月6日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成21年6月4日、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを告示、同日より適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 バレラルデヒドは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 （平成20年3月27日府食第324号）
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所及び地方厚生局に対して通知し、指導を要請。
その他特記事項	—

(継続 19下)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イソバレルアルデヒド
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月19日付け厚生労働省発食安第0319024号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	イソバレルアルデヒドは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成20年3月27日府食第325号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年7月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年4月6日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成21年6月4日、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを告示、同日より適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 イソバレルアルデヒドは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。（平成20年3月27日府食第325号）
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所及び地方厚生局に対して通知し、指導を要請。
その他特記事項	—

(継続 19下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	次亜塩素酸水
評価品目の分類	添加物
用途	殺菌料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年1月31日付け厚生労働省発食安第0131002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物の成分規格を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の成分規格改正（殺菌料）
評価結果の概要	今回、食品健康影響評価を求められた2種類の次亜塩素酸水は、使用后、最終食品の完成前に除去される場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成19年1月25日府食第94号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年3月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年1月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	「次亜塩素酸水」の食品健康影響評価の結果の付帯事項として、次亜塩素酸水への臭素酸の混入の可能性があることから、その実態について調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討するよう求められており、これらの調査結果及び検討結果について、添加物の新規指定の前に食品安全委員会に報告することが求められている。このことは、類似物質である「次亜塩素酸水」についても同様のことが求められているため、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示については、臭素酸についての検討及び食品安全委員会への報告を行った後に公布予定である。 (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 次亜塩素酸水については、評価依頼をした時点の成分規格案から、含量の規定について変更した場合においても、食品健康影響評価の結果に影響を与えることがない旨、意見照会により内閣府食品安全委員会事務局長宛に確認済。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

(継続 18下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロフェンセット
評価品目の分類	農薬
用途	植物成長調整剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>クロフェンセットの一日摂取許容量（ADI）を0.05mg/kg体重/日（クロフェンセットカリウム塩として）と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>（平成20年10月2日府食第1041号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルフェンピルエチル
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112011号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルフェンピルエチルの一日摂取許容量（ADI）を0.39mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年10月2日府食第1042号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロラントラニプロール										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	クロラントラニプロールの一日摂取許容量（ADI）を0.26mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年10月9日府食第1080号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年3月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年6月26日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年9月28日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>8.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>14.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>6.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>8.9</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	8.2	幼小児（1～6歳）	14.3	妊婦	6.8	高齢者（65歳以上）	8.9
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	8.2										
幼小児（1～6歳）	14.3										
妊婦	6.8										
高齢者（65歳以上）	8.9										
施策の実効性確保措置	平成21年9月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

クロラントラニプロール(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	0.05	
大豆	0.2	
ばれいしよ	0.01	
クレソン	13	
はくさい	4.0	
キャベツ	4.0	
芽キャベツ	4.0	
ケール	11	
こまつな	11	
きょうな	11	
チンゲンサイ	11	
カリフラワー	4.0	
ブロッコリー	4.0	
その他のあぶらな科野菜 ³	11	
エンダイブ	13	
しゅんぎく	13	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	13	
その他のきく科野菜 ⁴	13	
ねぎ(リーキを含む。)	2	
パセリ	13	
セロリ	13	
その他のせり科野菜 ⁵	13	
トマト	0.7	
ピーマン	0.7	
なす	0.7	
その他のなす科野菜 ⁶	0.7	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.25	
しろうり	0.25	
すいか(果皮を含む。)	0.25	
メロン類果実(果皮を含む。)	0.25	
まくわうり	0.25	
その他のうり科野菜 ⁷	0.25	
ほうれんそう	13	
えだまめ	1	
その他の野菜 ⁸	13	
りんご	1	
日本なし	0.5	
西洋なし	0.5	
マルメロ	0.3	
びわ	0.3	
もも(果皮を含む。)	1.0	
ネクタリン	1.0	
あんず(アプリコットを含む。)	1.0	
すもも(プルーンを含む。)	1.0	
おうとう(チェリーを含む。)	1	

クロラントラニプロール(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
いちご	0.7	
ぶどう	1.2	
綿実	0.3	
茶	50	
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ⁹ の筋肉	0.01	
牛の脂肪	0.01	
豚の脂肪	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	
牛の肝臓	0.01	
豚の肝臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	
牛の腎臓	0.01	
豚の腎臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	
牛の食用に供される部分(筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除く。以下「食用部分」という。)	0.01	
豚の食用部分	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	
乳	0.01	
魚介類	0.05	

1. 表中にない食品については、一律基準 (0.01ppm)が適用される。
3. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
4. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
5. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
7. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
8. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
9. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリプロキシフェン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年6月2日付け厚生労働省発食安第0602003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピリプロキシフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年10月9日府食第1081号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年3月24日 農薬取締法に基づく適用拡大の申請があった旨、農林水産省より連絡があったことから、再度、食品健康影響評価を依頼
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プレチラクロール
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年9月25日付け厚生労働省発食安第0925001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プレチラクロールの一日摂取許容量（ADI）を0.018mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年10月9日府食第1082号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルアクリピリム
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305022号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルアクリピリムの一摂取許容量（ADI）を0.059mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年10月16日府食第1101号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p style="text-align: center;">（施策の概要）</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ペンシクロン
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年9月13日付け厚生労働省発食安第0913007号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ペンシクロンの一日摂取許容量（ADI）を0.053mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年10月16日府食第1102号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イミシアホス
評価品目の分類	農薬
用途	殺線虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年9月4日付け厚生労働省発食安第0904003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	イミシアホスの一日摂取許容量（ADI）を0.0005mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年11月13日府食第1234号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年8月11日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェリムゾン
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年2月5日付け厚生労働省発食安第0205003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フェリムゾンの一摂取許容量（ADI）を0.019mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年11月13日府食第1235号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピラスルホトール
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年8月28日付け厚生労働省発食安第0828003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピラスルホトールの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年11月20日府食第1265号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年8月11日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	EPN
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年2月5日付け厚生労働省発食安第0205001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	EPNの一日摂取許容量（ADI）を0.0014mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年11月27日府食第1290号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェノキサニル
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年2月5日付け厚生労働省発食安第0205002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フェノキサニルの一日摂取許容量（ADI）を0.007mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年11月27日府食第1291号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェントラザミド
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年2月5日付け厚生労働省発食安第0205004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フェントラザミドの一日摂取許容量（ADI）を0.0052mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年12月4日府食第1314号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ヨウ化メチル										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤（くん蒸剤）										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年5月23日付け厚生労働省発食安第0523003号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ヨウ化メチルの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年12月4日府食第1315号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年3月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年6月26日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年9月28日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	0.6	幼小児（1～6歳）	1.9	妊婦	0.5	高齢者（65歳以上）	0.5
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	0.6										
幼小児（1～6歳）	1.9										
妊婦	0.5										
高齢者（65歳以上）	0.5										
施策の実効性確保措置	平成21年9月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

ヨウ化メチル（くん蒸剤）

食品名	残留基準値 ¹ （改正後） ppm	現行基準 （改正前） ppm
トマト	0.05	
メロン類果実	0.05	
くり	0.5	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジクロスラム
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605007号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ジクロスラムの一日摂取許容量（ADI）を0.05mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年12月11日府食第1336号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p style="text-align: center;">(施策の概要)</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ヘキサジノン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305023号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ヘキサジノンの一日摂取許容量（ADI）を0.049mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年12月11日府食第1337号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p style="text-align: center;">(施策の概要)</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジクロシメット
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年1月11日付け厚生労働省発食安第0111004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ジクロシメットの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年12月18日府食第1366号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メフェンピルジエチル
評価品目の分類	農薬
用途	薬害軽減剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605014号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メフェンピルジエチルの一日摂取許容量（ADI）を0.028mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年12月18日府食第1367号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p style="text-align: center;">(施策の概要)</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロロエトキシホス
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>クロロエトキシホスの一日摂取許容量（ADI）を0.00063mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>（平成21年1月8日府食第12号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロヒドロジャスモン
評価品目の分類	農薬
用途	植物成長調整剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年10月7日付け厚生労働省発食安第1007004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プロヒドロジャスモンの一摂取許容量（ADI）を0.14mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年1月8日府食第13号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロファム
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤及び植物成長調整剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605012号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ラット以外の実験動物で実施された適切な試験が報告されていないこと、発生毒性に関して適切に評価できる試験が実施されていないこと等により、一日摂取許容量（ADI）を設定するための試験成績が不十分であったことから、プロファムのADIを設定しない。 (平成21年1月8日府食第14号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	スピネトラム
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月3日付け厚生労働省発食安第030313号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	スピネトラムの一摂取許容量（ADI）を0.024mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年1月15日府食第44号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年8月4日 農薬取締法に基づく登録の申請があった旨、農林水産省より連絡があったことから、再度、食品健康影響評価を依頼
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリブホス
評価品目の分類	農薬
用途	植物成長調整剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	トリブホスの一日摂取許容量（ADI）を0.002mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年1月15日府食第45号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p style="text-align: center;">(施策の概要)</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ルフェヌロン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年7月25日付け厚生労働省発食安第0725001号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718012号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	ルフェヌロンの一日内摂取許容量（ADI）を0.014mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年1月22日府食第85号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ノバルロン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年12月9日付け厚生労働省発食安第1209001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ノバルロンの一日摂取許容量（ADI）を0.011mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年2月5日府食第132号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタアルデヒド
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年12月9日付け厚生労働省発食安第1209004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メタアルデヒドの一日摂取許容量（ADI）を0.022mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年2月5日府食第133号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブタミホス
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325012号、平成20年4月1日付け厚生労働省発食安第0401004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ブタミホスの一日摂取許容量（ADI）を0.008mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年2月12日府食第145号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p style="text-align: center;">（施策の概要）</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	テフリルトリオン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年1月11日付け厚生労働省発食安第0111005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	テフリルトリオンの一日摂取許容量（ADI）を0.0008mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年2月19日府食第169号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタラキシル及びメフェノキサム
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年5月22日付け厚生労働省発食安第0522004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メタラキシル及びメフェノキサムの一日摂取許容量（ADI）を0.022mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年3月5日府食第211号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月25日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シメコナゾール
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年10月7日付け厚生労働省発食安第1007003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	シメコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.0085mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年3月12日府食第241号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリフルスルフロンメチル
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月3日付け厚生労働省発食安第0303014号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	トリフルスルフロンメチルの一日摂取許容量（ADI）を0.024mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年3月19日府食第263号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p style="text-align: center;">(施策の概要)</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピラクロストロビン
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年12月9日付け厚生労働省発食安第1209002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピラクロストロビンの一日摂取許容量（ADI）を0.034mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年3月19日府食第264号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ボスカリド
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年12月9日付け厚生労働省発食安第1209003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ボスカリドの一日摂取許容量（ADI）を0.044mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年3月19日府食第265号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プリミスルフロンメチル
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年12月18日付け厚生労働省発食安第1218009号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>プリミスルフロンメチルの一日摂取許容量（ADI）を0.1mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>（平成21年3月26日府食第280号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メソトリオン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年4月9日付け厚生労働省発食安第0409002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メソトリオンの一摂取許容量（ADI）を0.003mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年3月26日府食第281号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	レピメクチン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	レピメクチンの一日内摂取許容量（ADI）を0.02mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年3月26日府食第282号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プレチラクロール（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プレチラクロールの一日摂取許容量（ADI）を0.018mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年10月9日府食第1082号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	